

教職第1350-4号
令和6年2月14日

関係各市町村教育委員会教育長 }
関係各市町村立学校長 } 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長（公印省略）

任用期間が令和6年4月1日をまたぐ任期付職員等に係る勤務状況報告書の提出について（依頼）

令和6年4月1日付け昇給の事務処理に必要なため、下記により提出して下さるようお願いいたします。

記

1 提出先及び提出期限

提出者	提出先	提出期限
市町村立学校	管轄の市町村教育委員会	管轄の市町村教育委員会が定める日
市町村教育委員会	管轄の教育事務所	管轄の教育事務所が定める日

※電子データでの提出は不可とします。

※報告対象者がいない場合は提出不要です。

2 提出書類

- (1) 勤務状況報告書（別添様式）
- (2) 報告対象期間に係る出勤簿の写し（A4判に縮小したもの）

3 報告対象者

- (1) 任用期間が令和6年4月1日をまたぐ任期付職員（フルタイム・短時間）、臨時的任用職員
- (2) 令和5年4月2日から令和6年3月31日までに採用された本採用職員

4 報告対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

※ただし、令和5年度中に採用された者については、採用日から令和6年3月31日まで（任期付職員等の報告対象期間については別紙参照）

5 報告の内容

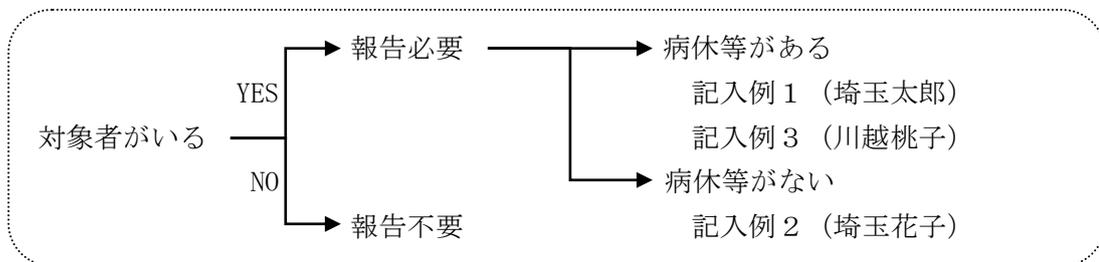
共通報告事項 ⇒ 職員番号、氏名、職名、年齢、現在級号給及び発令内容

対象となる事由	報告事項
病気休暇（公務及び通勤上の病気休暇を含む。）、欠勤を取得した者	「4 報告対象期間」内の全ての承認期間及び日数
懲戒処分を受けた者	「4 報告対象期間」内に受けた処分（停職及び減給、戒告）の種類及び処分年月日

上表の対象となる事由がない場合は、休暇等の種類は「該当なし」としてください。

6 作成上の留意事項

- 報告書は、令和6年3月1日現在で令和6年3月31日までの見込みを報告してください。
- 報告後に次のような事情が生じた場合は、速やかに電話連絡の上、修正した報告書を提出してください。
 - 新たに令和6年4月1日をまたぐ任期付職員等が採用された場合
(臨時的任用職員の任期延長により令和6年4月1日をまたぐことになった場合を含む。)
 - 任期付職員等の任期短縮や退職等により、令和6年4月1日をまたがないことになった場合
 - 報告後に新たに病休等を取得した、又は病休等が延長・短縮になった場合



7 その他

- 4月1日をまたぐ任期付職員等の昇給の号給数は、昇給日前1年間の職歴等（任期付職員やその他の職歴、在家庭の期間）及び令和5年4月1日以降（令和5年度中に採用された者については採用日以降）の勤務状況に基づき決定するため、必ずしも4号給になるとは限りません。

担当 給与制度・退職手当担当
電話 048-830-6667